

		事業年度		法人名														
前事業年度の事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細												
摘要		課税標準		税率 (%)		税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		円								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						()												
所得割	所得金額総額	③		円		法人税割額		②		円								
	所得金額	③		円		道府県民税の特 定寄附金税額控 除額		②		円								
付加価値割	付加価値額総額	④		円		税額控除超過額 相当額の加算額		②		円								
	付加価値額	④		円		外国関係会社等に 係る控除対象 所得税額等相当 額の控除額		②		円								
資本割	資本金等の額総額	⑤		円		外国の法人税等 の額の控除額		②		円								
	資本金等の額	⑤		円		仮装経理に基づく 法人税割額の控 除額		②		円								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						租税条約の実施に係 る法人税割額の 控除額												
収入割	収入金額総額	⑥		円		納付すべき法人税割額 ②-③+④-⑤-⑥-⑦		③		円								
	収入金額	⑥		円		③のうち特別控除取 戻税額等に係る 法人税割額		③		円								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						差引法人税割額 ③-④-⑤												
所得割	所得金額総額	⑧		円		前事業年度の特別法人事業税額の明細												
	所得金額	⑧		円		法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額		⑦		円								
付加価値割	付加価値額総額	⑨		円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦× / 100)		⑦		円								
	付加価値額	⑨		円		法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑦		円								
資本割	資本金等の額総額	⑩		円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦× / 100)		⑦		円								
	資本金等の額	⑩		円		法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑦		円								
収入割	収入金額総額	⑪		円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦× / 100)		⑦		円								
	収入金額	⑪		円		法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑦		円								
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						同上に対する特別法人事業税額 (⑦× / 100)		⑦		円								
付加価値割	付加価値額総額	⑫		円		合計特別法人事業税額 (⑦+⑧+⑨+⑩)		⑧		円								
	付加価値額	⑫		円		仮装経理に基づく 特別法人事業税額 の控除額		⑧		円								
資本割	資本金等の額総額	⑬		円		租税条約の実施に係 る特別法人事業 税額の控除額		⑧		円								
	資本金等の額	⑬		円		納付すべき特別法人事業税額 ⑧-⑨-⑩		⑧		円								
収入割	収入金額総額	⑭		円		()												
	収入金額	⑭		円														
合計事業税額 ③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭												⑮		円				
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額												⑯		円				
事業税の特定寄附金税額控除額												⑰		円				
仮装経理に基づく事業税額の控除額												⑱		円				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額												⑲		円				
納付すべき事業税額 ⑮-⑯-⑰-⑱-⑲												⑳		円				
⑳の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											所得割		㉑		円		
												付加価値割		㉒		円		
												資本割		㉓		収入割		㉔
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											所得割		㉕		円		
												付加価値割		㉖		円		
												資本割		㉗		収入割		㉘
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業												付加価値割		㉙		円		
						資本割		㉚		円								
						収入割		㉛		円								